

## 仕様書

### 1 業務名称

鶴見区広報紙「広報つるみ」（令和8年5月号～令和9年4月号）点字版  
製作業務委託（概算契約）

### 2 業務目的

広報紙「広報つるみ」は、区民と区役所を結ぶ情報媒体として、市政・区政に関する重要な情報を伝えるとともに、行事や地域情報の紹介など、区民に役立つ情報を提供している。

本業務は、広報紙の点字版を必要とする視覚障がい者に対して点字版を毎月製作するもの。

### 3 履行期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

### 4 業務内容

業務目的に留意したうえで、次の業務を行うこと。

- (1) 広報紙の9頁分12回を点訳し、編集及び印刷製本すること。
- (2) 区広報紙の点字版を納品すること。

### 5 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

### 6 許認可等

受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目「13-26-01（その他代行（その他））」で登録されていなければならない。

### 7 数量

#### (1) 製作部数

17部／月

（墨字なし12部、墨字あり5部）

※概算契約のため部数を変更する場合がある。

#### (2) 発行回数

12回／年

※発行回数を変更する場合がある。

#### (3) 合計

204部

（墨字なし 144部、墨字あり 60部）

## 8 区広報紙点字版の規格

- (1) 仕上げ寸法は変形B5判で、上質紙90キログラム以上を使用すること。
- (2) 1行30~32マス、1ページ17行を基本とし、表や見出しを適切に配置するため、必要な箇所については微調整を行うこと。
- (3) 両面印刷を行うこと。
- (4) エンボス加工により点字印刷すること。
- (5) 左綴じ。製本には、指を傷つけることの無いような素材のものを使用し、閲覧しやすい形で仕上げること。ホチキス止めと背・クロス巻き（紙クロス使用）等を使用すること。ただし、冊子の厚さにより、ホチキス製本が不可能な場合は、プッシュリング等でのリング製本も可能とする。
- (6) 表紙には墨字・点字を併記すること。
- (7) 墨字版は、点字冊子と別冊子での納品も可能とする。

## 9 業務の流れ

- (1) 毎月20日頃（校了日）  
区広報紙の校了データ（コピー）をファックス、又はPDF化したものをメールで送信するので、それを基に点訳作業を開始する。
- (2) 每月23日頃以降  
校了時の区広報紙のテキストデータをメールで送信するので、引き続き点訳作業を行い、点字版の区広報紙を完成させる。
- (3) 毎月発行日（1日）の2営業日前（営業日は土・日・祝日を除く）に納品する。

## 10 納品先

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号  
鶴見区役所総務課（政策推進）4階42番

## 11 製作に関する留意点

- (1) 点字表記は、日本点字表記法の最新版に準拠すること。
- (2) 点字図書、触図を伴う点字資料の編集・制作の実績を随所に活かし、読み易い点字冊子にすること。
- (3) 点字のレイアウトや表記符号等により、必要な情報を検索しやすく、内容が理解しやすいように点字化すること。

## 12 業務の完了

区広報紙の点字版を製作し、納品した後、業務完了報告書を提出することをもって、各月号の業務を完了とする。

## 13 契約金額の支払い

- (1) 契約金額には、区広報紙の点字版製作に関する経費等、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。
- (2) 契約当初においては概算で契約するが、最終的に数量を確定するものとする。なお、契約後すみやかに、受注者は「点字版製作単価表」（別紙）を発注者へ提出すること。処理件数に単価を乗じ、消費税等相当額を加えた金額を各月ごとに履行確認を行ったうえで支払う。

## 14 一括再委託等の禁止

- (1) 本業務委託における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- イ 本仕様「4 業務内容」に関する業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 15 その他

- (1) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (2) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 発注者が提供した原稿等は使用後速やかに返却すること。
- (4) 部数に変動がある場合は、前月20日頃までに通知する。
- (5) 契約締結後、発注者と作業日程等の詳細について協議すること。
- (6) 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。
- (7) 契約の締結は、令和8年度予算が発効したときとする。

16 担当

鶴見区役所総務課（政策推進）（担当者：芝谷・田中）

住所：大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

電話番号：06-6915-9683 FAX：06-6913-6235

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 公益通報等にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：委託先事業者)